

学校いじめ防止基本方針

豊中市立寺内小学校
令和8年(2026年)5月

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければなりません。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければならない。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にすることを貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

これらのことを全教職員が認識し、子どもたちが安心して学べる学校づくりを進めるために、寺内小学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称「いじめ(不登校・虐待)対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生活指導担当者、各学年代表、養護教諭、

※随時スクールソーシャルワーカー(以下SSW)、スクールカウンセラー(以下SC)、教育相談員等

(3) 役割

ア 学校いじめ防止基本方針の策定

イ いじめ防止の取組みと予防教育の充実

ウ 早期発見と事案対処手順の作成

エ 教職員の資質向上のための校内研修

オ 年間計画の企画と実施

カ 年間計画進捗のチェック

キ 各取組の有効性の検証

ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画(別添1)

5 取組状況の把握と検証(PDCA)

いじめ対策委員会は、いじめ防止等の中核として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、事実関係の把握やいじめか否かの判断などを行う。また、組織的対応ができる体制がとれ、相談窓口としての役割や、未然防止の取組みが年間計画どおりに進んでいるか、いじめの対処ケースの検証や、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなども行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

そのため、全教職員は、子どもたちが安心して安全に学校生活を送ることができるよう、いじめが子どもの健全な成長に影響を及ぼす重大な人権問題であり、傍観したりはやし立てたりする行為も絶対に許さないとの姿勢を、あらゆる教育活動の場で示していくことが重要である。その上で、いつ、どの学年でも起こりうるものとして共通認識に立ち未然防止に努めていく。

2 いじめの防止のための措置

- (1) 日頃から、いじめについての共通理解を図るため、教職員は人権感覚を研ぎ澄まし、いじめは 教職員の児童観・指導の在り方・そして教育活動全体が問われる問題であるとの認識を持つ必要がある。児童に対しては、健やかな発達を支援するという児童観・指導観に立ち指導を徹底する。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのため、日々の教育活動全般にわたり計画的な指導を徹底する。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、生活面や学習面での課題に応じた継続した指導を行うとともに、児童一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めたり、自主的にいじめについて考え、議論するような学級・児童会活動の充実を図る。また、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方を常に協議する。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、あらゆる教育活動をとおして、児童が活躍できる場面を設定し、他の児童からも認めてもらえるような有用性を持たせることに努める。
- (5) 児童が自らいじめについて学び、取り組む方法として、児童一人ひとりが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築けるよう、あらゆる学習活動で取り組んでいく。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

そのため、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することなど、児童が示す変化や信号を見逃さない。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートによる個別の調査を実施。

日常の観察として、授業中だけでなく、子どもたちの学校生活の様子をしっかりと観察。

(2) 保護者と連携して児童を見守るため日頃から保護者との緊密な連携

(3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、いじめはいつでもどの学年でも起こりうるものとの共通認識がもてる場をもつ。

教育相談としては、いつでも相談を受け入れる環境づくり。

(4) 学校だよりやHPにより、相談体制を広く周知する。

また、生活指導部会では「いじめ」を必ずとりあげ、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

(5) 教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて、慎重に扱う。

第4章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年教職員や生徒指導担当者等に報告し、校内のいじめ対策委員会を開き、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問や面談等により、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、SSW・SC の協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて SSW・SC の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじ

めを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラー等とも連携する。
- 運動会や宿泊行事、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、教科、道徳、総合的な学習の時間等を通じて、情報モラルに関する学習をすすめる。

7 いじめの「解消」

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消している状態との判断は、次の2要件が満たされた上で、いじめ対策委員会で行う。必要に応じて他の事情も勘案して判断する。

- (1) いじめに係る行為が、少なくとも3ヶ月を目安に止んでいること。
- (2) 被害児童及びその保護者が、面談等によりいじめ行為による心身の苦痛を感じていないと認められること。

いじめ対策委員会は、いじめが解消に至るまで、被害児童の支援を継続し、支援内容・情報共有・教職員の役割分担などの対処プランを策定し、確実に実行する。また、解消している場合でも、再発の可能性のあることを踏まえ、学校教職員は当該いじめ被害児童について、日常的に注意深く観察する。